

■横浜市磯子公会堂 第3期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内容	回答
1	特記仕様書	3 建物、建物以外の工作物、土地及び設備(以下、「施設及び設備」という。)の維持管理業務 (2)設備機器管理業務	<p>文中に「昇降機設備においては、第三期指定管理期間中に更新を予定しており、区庁舎側の昇降機設備と一括で管理ができなくなった場合には、指定管理者が個別にFM(フルメンテナンス)契約による保守管理を実施すること」と記載がございますが、単独かつFM契約に切り替えると契約金額が高くなることを見込まれます。その場合、差額は横浜市が補填してくれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、今回提出する収支予算書にはFM契約に切り替えた場合の想定金額は計上せず、現行契約を基に金額算出するという理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>指定管理者がFM契約した金額を計上する場合、想定される金額をご教示ください。</p>	<p>第2期においては、区が施設一括で昇降機設備の保守管理を委託しておりますが、契約内容は、FM(フルメンテナンス)契約であるため、指定管理者による個別の保守管理となった場合に、その内容が大幅に変わるものではないと考えます。しかしながら、現時点でその金額を想定することは困難であり、お示しすることはできかねます。また、原則として横浜市からの補填はありません。</p> <p>収支予算書は、公募要項、仕様書及び特記仕様書でお示したすべての業務を履行いただくことを前提に、応募団体様のご判断で金額を計上いただきますよう、お願い致します。</p>
2	特記仕様書	3 建物、建物以外の工作物、土地及び設備(以下、「施設及び設備」という。)の維持管理業務 (5)保安警備業務	<p>文中に「本施設は区庁舎と併設されているため、区が施設一括で専門業者へ保安警備業務を委託している。区が区庁舎一括で管理を行わないと判断した場合には、指定管理者が個別に保守管理を実施すること。」と記載がございますが、指定管理者が個別に管理する場合は契約切替だけでなく主たる機能を公会堂に設置する工事等が想定されます。当該業務における年間支出金額が現在の請求金額を上回った場合には、その差額は横浜市が補填してくれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、今回提出する収支予算書には指定管理者が個別契約した場合の金額ではなく、現行契約を基に金額算出するという理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>指定管理者が個別契約した金額を計上する場合、想定される金額をご教示ください。</p>	<p>保安警備業務について、指定管理者による個別の保守管理となった場合には、特記仕様書でお示した、保安警備業務を実施いただくこととなりますが、現時点でその金額を想定することは困難であり、お示しすることはできかねます。また、原則として横浜市からの補填はありません。</p> <p>収支予算書は、公募要項、仕様書及び特記仕様書でお示したすべての業務を履行いただくことを前提に、応募団体様のご判断で金額を計上いただきますよう、お願い致します。</p>